

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則</p> <p style="text-align: center;">平成十三年七月十五日規則第八十七号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成二二年 四月 一日規則第二八号</p> <p style="text-align: center;">平成二八年 九月 三日規則第五二号</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則をここに交付する。</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号。以下「法」という。)の施行に関しては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成十三年政令第二百十五号)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成十三年環境省令第二十三号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出の提出部数等)</p> <p>第二条 法、省令により知事に提出する書類の提出部数及び提出先は、別表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">一部改正〔平成二二年規則二八号・平成二八年規則五二号〕</p> <p>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況の縦覧場所)</p>	<p>○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則</p> <p style="text-align: center;">平成十三年七月十五日規則第八十七号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成二二年 四月 一日規則第二八号</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則をここに交付する。</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号。以下「法」という。)の施行に関しては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成十三年政令第二百十五号)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成十三年環境省令第二十三号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出の提出部数等)</p> <p>第二条 法、省令により知事に提出する書類の提出部数及び提出先は、別表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">一部改正〔平成二二年規則二八号〕</p> <p>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況の縦覧場所)</p>

第三条 省令第十二条、第二十一条及び第三十条の規定による公表（インターネットを利用して行うものを除く。）は、法第八条第一項に規定する保管の場所（法第十九条において準用する場合にあつては所在の場所。以下同じ。）を所管する厚生環境事務所（当該保管の場所が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所）において行うものとする。

一部改正（平成二十二年規則二八号・平成二八年規則五二号）

（削除）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（省令附則第二条の規定による届出）

2 省令附則第二条の規定により知事に提出する書類の提出部数及び提出機関は、第二条の例によるものとする。

（広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正）

3 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三十五号の次に次の一号を加える。

三十五の二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの

- （一） 第八条の規定による保管及び処分の届出の受付
- （二） 第九条の規定による保管及び処分の状況の公表
- （三） 第十二条第二項の規定による承継の届出の受付
- （四） 第十四条の規定による指導及び助言

第三条 省令第七条の規定による縦覧は、法第八条に規定する保管及び処分に係る事業場の所在地を所管する厚生環境事務所（当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所）において行うものとする。

一部改正（平成二十二年規則二八号）

（身分を示す証明書）

第四条 法第十八条第二項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（省令附則第二条の規定による届出）

2 省令附則第二条の規定により知事に提出する書類の提出部数及び提出機関は、第二条の例によるものとする。

（広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正）

3 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三十五号の次に次の一号を加える。

三十五の二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの

- （一） 第八条の規定による保管及び処分の届出の受付
- （二） 第九条の規定による保管及び処分の状況の公表
- （三） 第十二条第二項の規定による承継の届出の受付
- （四） 第十四条の規定による指導及び助言

- (五) 第十六条の規定による改善命令
- (六) 第十七条の規定による報告の徴収
- (七) 第十八条第一項の規定による立入検査等

附 則 (平成二十二年四月一日規則第二八号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に係る経過措置)

5 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則 (平成二十八年 九月二三日規則第五二号抄)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第二条関係)

提出書類	提出部数	提出先
<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用) (省令第九条、第二十条及び第二十七条)</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書 (処分業者用) (省令第九条及び第二十条)</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書 (省令第十条第二項、第十一条、第二十一条及び第二十八条)</p>	二部	<p>保管の場所を所管する厚生環境事務所 (当該保管の場所が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所)</p>

- (五) 第十六条の規定による改善命令
- (六) 第十七条の規定による報告の徴収
- (七) 第十八条第一項の規定による立入検査等

附 則 (平成二十二年四月一日規則第二八号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に係る経過措置)

5 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

別表 (第二条関係)

提出書類	提出部数	提出先
<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者用) (省令第五条第一項)</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書 (処分業者用) (省令第五条第一項)</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業場の変更届出書 (省令第六条)</p>	二部	<p>保管及び処分に係る事業場の所在地を所管する厚生環境事務所 (当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所)</p>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了
又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品
の廃棄終了届出書（省令第十三条、第二十
三条及び第三十一条）

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処
分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製
品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書
（省令第十四条及び第三十二条）

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処
分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製
品の廃棄の特例処分期限日に係る届出事
項の変更届出書（省令第十七条及び第二十
四条）

承継届出書（省令第二十五条及び第二十
五条）

譲受け届出書（省令第二十六条第二項及
び第三十六条）

一部改正（平成二十二年規則二八号・平成二八年規則五二号）

（削除）

承継届出書（省令第九条）		
--------------	--	--

一部改正（平成二十二年規則二八号）

別記様式

（表面）

第 _____ 号
身分証明書
職名 氏名

年 月 日生

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 18 条第 1 項の規定により立入検査等を行う者であることを証明する。

平成 年 月 日

広島県知事 印

注 用紙の大きさは、横 8 センチメートル、縦 6 センチメートルとする。

(裏面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の
推進に関する特別措置法抜すい

(立入検査等)

第十八条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者等の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。